

市 会 議 案

令和2年2月定例会（令和2年2月19日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和 2 年第62号議案	名古屋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………	1頁
令和 2 年第63号議案	名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部改正について……………	21頁
令和 2 年第64号議案	名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について……………	27頁
令和 2 年第65号議案	名古屋市東山動植物園基金条例の制定について……………	29頁
令和 2 年第66号議案	名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部改正について……………	33頁
令和 2 年第67号議案	名古屋市印鑑条例の一部改正について……………	35頁
令和 2 年第74号議案	契約の締結について……………	37頁
令和 2 年第75号議案	契約の締結について……………	39頁
令和 2 年第76号議案	契約の締結について……………	41頁
令和 2 年第77号議案	市道路線の認定及び廃止について……………	43頁
令和 2 年諮問第 1 号	行政財産の使用許可に関する審査請求について……………	61頁

令和 2年第62号議案

名古屋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

名古屋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第68条の 5第 1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第 2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）の定めるところによる。この場合において、省令第12条第 6項第 1号ハ中「7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。」とあるのは、「7.43平方メートル以上とすること。」と読み替えるものとする。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 3条 無料低額宿泊所は、非常災害に備え、入居者及び職員の 3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

(暴力団の排除)

第 4条 無料低額宿泊所は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第 2条第 1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第 5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

- 1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）抜すい 新旧対照 (改正後
改正前)

（社会福祉住居施設の基準）

第68条の 5 都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉

サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居

施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については

厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項につ

いては厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 社会福祉住居施設に配置する職員及びその員数

(2) 社会福祉住居施設に係る居室の床面積

(3) 社会福祉住居施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及

び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令

で定めるもの

(4) 社会福祉住居施設の利用定員

- 3 (略)

- 2 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34

号)

目次

第 1章 総則 (第 1条・第 2条)

第 2章 基本方針 (第 3条)

第 3章 設備及び運営に関する基準 (第 4条—第32条)

附則

第 1章 総則

(趣旨)

第 1条 社会福祉法 (昭和26年法律第45号。以下「法」という。) 第 2条第 3項第 8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設 (以下「無料低額宿泊所」という。) に係る法第68条の 5第 2項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第68条の 5第 1項の規定により、同条第 2項第 1号に掲げる事項について都道府県 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 252条の19第 1項の指定都市 (以下「指定都市」という。) 及び同法第 252条の22第 1項の中核市 (以下「中核市」という。) にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。) が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第 6条及び第13条の規定による基準
- (2) 法第68条の 5第 1項の規定により、同条第 2項第 2号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第12条第 4項第 1号及び第 6項第 1号ハ並びに附則第 3条第 1項第 1号の規定による基準
- (3) 法第68条の 5第 1項の規定により、同条第 2項第 3号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第14条第 1項から第 6項まで、第28条及び第31条の規定による基準
- (4) 法第68条の 5第 1項の規定により、同条第 2項第 4号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第10条並びに

第11条第 1項（利用期間に係る部分を除く。）及び第 4項の規定による基準

- (5) 法第68条の 5第 1項の規定により、同条第 2項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの
(無料低額宿泊所の範囲)

第 2条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

- (1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

ロ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

- (2) 居室使用料が無料又は生活保護法第 8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第 3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第 2章 基本方針

(基本方針)

第 3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無

料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第 3 章 設備及び運営に関する基準

（構造設備等の一般原則）

第 4 条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第 5 条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

（職員等の資格要件）

第 6 条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第 1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に 2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第19条第 1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるもの

とする。

- 3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であってはならない。

（運営規程）

第 7 条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

- 2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、都道府県（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。）に届け出なければならない。

（非常災害対策）

第 8 条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも 1 年に 1 回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第 9 条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に

掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 第30条第 2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (3) 第31条第 2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が 5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として 1年以下のもの（入居定員が 4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 第 6条第 1項及び第 3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下
- (2) 第 6条第 1項及び第 3項の要件を満たす者が施設長のほか 1人以上 8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 第 6条第 1項及び第 3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下
- (2) 第 6条第 1項及び第 3項の要件を満たす者が施設長のほか 1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、第 9条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなけ

ればならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第 201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第 186号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第 1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 浴室

(6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

(1) 共用室

(2) 相談室

(3) 食堂

6 第 4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

イ 一の居室の定員は、 1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、 2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。

ニ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

ヘ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

イ 入居定員に適したものを設けること。

ロ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

（職員配置の基準）

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

（入居申込者に対する説明、契約等）

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の

賃貸借契約（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、1 年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第 14 条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第 2 項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第 2 項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第 1 項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第 1 項の規定による文書の交付に代えて、第 10 項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第 2 項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第 1 項の重要事項及び第 2 項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低

額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第 1 項の重要事項及び第 2 項の事項を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第 7 項第 1 号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第 7 項の規定により第 1 項の重要事項及び第 2 項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第 7 項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第 1 項の重要事項及び第 2 項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 居室使用料

(3) 共益費

(4) 光熱水費

(5) 日用品費

(6) 基本サービス費

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

(2) 居室使用料

イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

(3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

(4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

(5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

(6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

イ 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（食事）

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（入浴）

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し 1日に 1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に 3回以上の頻度とすることができる。

（状況把握）

第20条 無料低額宿泊所は、原則として 1日に 1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料

低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、都道府県（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、都道府県の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

（掲示及び公表）

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後 3月

以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、都道府県（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、都道府県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市）、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条第4号(第11条第1項(利用期間に係る部分を除く。))に係る部分に限る。)及び第5号(第11条第1項(利用期間に係る部分に限る。))から第5項まで及び第32条に係る部分に限る。)、第11条並びに第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

第2条 この省令(前条ただし書の規定を除く。以下同じ。)の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について第12条第6項第1号イ及び二からハまでの規定は、この省令の施行後3年間は、適用しない。

第3条 この省令の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成27年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第12条第6項第1号ハに規定する基準を満たさないものについては、同号ハの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を

満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

- (1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
- (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第6項第1号ハに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
- (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- (4) 第12条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
- (5) 居室の床面積の改善についての計画を、都道府県（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）と協議の上作成すること。
- (6) 前号の規定により作成した計画を都道府県に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第6項第1号ハに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。

2 前項の建物については、同項第5号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

（条例の制定に係る経過措置）

第4条 この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、法第68条の5第1項の規定に基づく都道府県（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）の条例が制定施行されるまでの間は、この省令に規定する基準は、当該都道府県が法第68条の5第1項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部改正に
ついて

名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり定めるものとする。

令和 2年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正
する条例

名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年名古屋市条例
第42号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 3号中「取締役」の次
に「、執行役」を加え、「いう。以下」を「いい、相談役、顧問その他いかな
る名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、
執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者
を含む。第 5条第 1項において」に改め、同条第 2項中「次の各号」を「次」
に改め、同項第 1号中「第 6号まで」を「第 7号まで及び第 9号」に改める。

第 5条第 1項中第 7号を第 8号とし、第 6号を第 7号とし、第 5号を第 6号
とし、第 4号の次に次の 1号を加える。

- (5) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2条第 2号
に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5年

を経過しない者（第 9号において「暴力団員等」という。）

第 5条第 1項に次の 1号を加える。

(9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第 7条第 2号中「役員」の次に「（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）」を加える。

第 9条の次に次の 1条を加える。

（研修の機会の確保）

第 9条の 2 浄化槽保守点検業者は、前条第 1項の浄化槽管理士に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

第13条第 1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 2号中「第 7号」を「第 9号」に改める。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、浄化槽法の一部改正に伴い、規定を整備する等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 (抜すい)

(登録の申請)

第 3 条 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、次
次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならぬ。

- (1) }
(2) } (略)

(3) 法人にあっては、その役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者で
あるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ
れらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

第 5 条第 1 項において同じ。) の氏名

(4) (略)

2 前項の申請書には、次
次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が第 5 条第 1 項第 1 号から 第 7 号まで及び第 9 号
第 6 号までに該当しないこ
とを誓約する書類

- (2) }
(3) } (略)

(登録の拒否)

第 5 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は

申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) }
{ (略)
(4) }

(5) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号

に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年

を経過しない者（第9号において「暴力団員等」という。）

(6) }
(5) } (略)
(8) }
(7) }

(9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 (略)

(廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 法人が合併により消滅した場合 その役員 （業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。） であった者

(3) }
{ (略)
(5) }

（研修の機会の確保）

第 9 条の 2 浄化槽保守点検業者は、前条第 1 項の浄化槽管理士に対し、その
資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(登録の取消し等)

第13条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに
一に該当するときは、
その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは
一部の停止を命ずることができる。

(1) (略)

(2) 第 5 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 5 号から第 9 号
第 7 号までのいずれかに該
当することとなったとき。

(3) }
() } (略)
(5) }

2 (略)

(参考 2)

参 照 条 文

浄化槽法（昭和58年法律第43号）抜すい 新旧対照（^{改正後}_{改正前}）

第48条 （略）

2 前項の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設ける上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) } (略)
(2) }

(3) 浄化槽管理士の設置 及び浄化槽管理士に対する研修の機会の確保 に関する事項

(4) } (略)
(5) }

3 } (略)
4 }

令和 2年第64号議案

名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 5条中「第 243条の 2第 8項」を「第 243条の 2の 2第 8項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市病院事業の設置等に関する条例 (抜すい)

(賠償責任の免除)

第 5 条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) ~~第 243~~
第 243

~~条の 2 の 2~~ 第 8 項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任
~~条の 2~~

の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係
る賠償額が20万円以上である場合とする。

令和 2 年第65号議案

名古屋市東山動植物園基金条例の制定について

名古屋市東山動植物園基金条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2 年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市東山動植物園基金条例

(設置の目的)

第1条 東山動植物園の整備及び運営に要する資金に充てるため、名古屋市東山動植物園基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、東山動植物園の整備及び運営のための寄附金及び市長が必要と認めた額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市東山動植物園基金を設置する必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

(基金)

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 }
6 } (略)

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

令和 2 年第66号議案

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部改正について

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2 年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市交通事業の設置等に関する条例 (抜すい)

(賠償責任の免除)

第 6 条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) $\frac{\text{第 243}}{\text{第 243}}$

$\frac{\text{条の 2 の 2}}{\text{条の 2}}$ 第 8 項の規定により、第 1 条の事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

令和 2 年第 67 号議案

名古屋市印鑑条例の一部改正について

名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た かし

名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例

名古屋市印鑑条例（昭和 46 年名古屋市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第 9 条第 4 号中「後見開始の審判が確定した」を「意思能力を有しない者となった」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、印鑑の登録を受ける者について、成年被後見人に係る欠格条項の見直しを行う必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市印鑑条例 (抜すい)

(印鑑の登録資格)

第2条 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) により本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録 (以下「登録」という。)を受けることができる。ただし、15歳未満の者及び意思能力を有しない者に成年被後見人については、この限りでない。

(登録の廃止)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、登録を廃止する。

- (1) }
{ (略)
(3) }

- (4) 意思能力を有しない者となったことを知ったとき。
後見開始の審判が確定した
(5) (略)

令和 2 年第74号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 2 年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 山田東公営住宅新築工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市東区矢田三丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 耐火構造10階建 1 棟・その他
40戸
延面積 2,933.68平方メートル |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 615,450,000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市守山区大森一丁目2701番地
株式会社宇佐美組名古屋支店
支店長 岡 本 泰 紀 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和 3 年10月29日 |

(理 由)

この案を提出したのは、山田東公営住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

令和 2 年第75号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 2 年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 戸田公営住宅新築工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市中川区戸田明正三丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 耐火構造 6 階建 1 棟・その他
36戸
延面積 2,763.70平方メートル |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 658,900,000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市中川区小碓通 2 丁目25番地
株式会社伊藤工務店
取締役社長 伊 藤 徳 宏 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和 3 年 9 月30日 |

(理 由)

この案を提出したのは、戸田公営住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

令和 2 年第76号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 2 年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 名古屋市国際展示場コンベンション施設新築工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市港区金城ふ頭二丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 名古屋市国際展示場コンベンション施設整備 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 4,900,830,000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 竹中・久米共同企業体 |
| | 代表者 | 名古屋市中区錦二丁目 2 番13号
株式会社竹中工務店名古屋支店
執行役員支店長 市 川 敦 史
名古屋市中村区名駅三丁目22番 8 号
株式会社久米設計名古屋支社
執行役員支社長 鈴 木 一 光 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和 4 年 8 月 1 日 |

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市国際展示場コンベンション施設の新築工事を施行する必要があるによる。

令和 2 年第77号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

令和 2 年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

認定する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
1	上志段味第104号線	名古屋市守山区大字上志段味字川原 112番地先	第 1 附図
		名古屋市守山区大字上志段味字細川 原183番地先	
2	上志段味第105号線	名古屋市守山区大字上志段味字川原 126番の15地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字細川 原186番地先	
3	上志段味第106号線	名古屋市守山区大字上志段味字川原 126番の9地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字細川 原185番地先	
4	上志段味第107号線	名古屋市守山区大字上志段味字細川 原190番の2地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ 腰388番地先	

5	上志段味第108号線	名古屋市守山区大字上志段味字川原 162番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字細川 原190番の2地先	
6	上志段味第109号線	名古屋市守山区大字上志段味字細川 原203番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字細川 原198番地先	
7	上志段味第110号線	名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚 222番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚 222番の2地先	
8	上志段味第111号線	名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ 腰374番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ 腰377番地先	
9	上志段味第112号線	名古屋市守山区大字上志段味字海東 469番の2地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字海東 467番の1地先	
10	上志段味第113号線	名古屋市守山区大字上志段味字安川 原7番の4地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字川原 132番の3地先	
11	上志段味第114号線	名古屋市守山区大字上志段味字安川 原7番の11地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字川原 137番の1地先	

12	上志段味第115号線	名古屋市守山区大字上志段味字安川原7番の18地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚224番地先	
13	上志段味第116号線	名古屋市守山区大字上志段味字安川原7番の3地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字安川原7番の18地先	
14	上志段味第117号線	名古屋市守山区大字上志段味字川原132番の2地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚216番地先	
15	上志段味線第3号	名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚222番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字羽根540番の2地先	
16	上志段味第118号線	名古屋市守山区大字上志段味字川原112番地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚208番地先	
17	上志段味第119号線	名古屋市守山区大字上志段味字細川原171番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字細川原172番の1地先	
18	上志段味第120号線	名古屋市守山区大字上志段味字細川原172番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字細川原171番の11地先	

19	上志段味第121号線	名古屋市守山区大字上志段味字細川 原171番の11地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字細川 原201番地先	
20	上志段味第122号線	名古屋市守山区大字上志段味字細川 原201番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字細川 原201番の3地先	
21	上志段味第123号線	名古屋市守山区大字上志段味字細川 原201番の4地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ 腰386番地先	
22	上志段味第124号線	名古屋市守山区大字上志段味字海東 400番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字細川 原198番地先	
23	上志段味第125号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根 前581番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字羽根 前604番の4地先	
24	上志段味第126号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1506番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1494番地先	
25	上志段味第127号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1465番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字前山 1384番地先	

26	上志段味第128号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1572番の5地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1525番地先	
27	上志段味第129号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1527番の2地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1480番の3地先	
28	上志段味第130号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1478番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字前山1417番地先	
29	上志段味第131号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1572番地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1482番の1地先	
30	上志段味第132号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1611番地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字樹木1626番の4地先	
31	上志段味第133号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1573番地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字樹木1637番地先	
32	上志段味第134号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1611番地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字樹木1643番の1地先	

33	上志段味第135号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木 1643番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字樹木 1640番の3地先	
34	上志段味第136号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根 前581番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字樹木 1573番地先	
35	上志段味第137号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1564番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字樹木 1595番地先	
36	上志段味第138号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根 前589番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1548番地先	
37	上志段味第139号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根 前594番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1533番地先	
38	上志段味第140号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1533番地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1541番地先	
39	上志段味第141号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1487番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字樹木 1643番の1地先	

40	上志段味第142号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1465番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1477番地先	
41	上志段味第143号線	名古屋市守山区大字上志段味字前山1414番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字前山1389番地先	
42	上志段味自転車歩行者道第5号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1467番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1465番地先	
1	大高瀬木南第1号線	名古屋市緑区大高町字銭瓶谷10番の2地先	第2 附図
		名古屋市緑区大高町字銭瓶谷10番の2地先	
2	大高瀬木南第2号線	名古屋市緑区大高町字銭瓶谷10番の2地先	"
		名古屋市緑区大高町字洞之腰43番地先	
3	大高瀬木南第3号線	名古屋市緑区大高町字銭瓶谷51番の2地先	"
		名古屋市緑区大高町字洞之腰11番の1地先	
4	大高瀬木南第4号線	名古屋市緑区大高町字銭瓶谷10番の2地先	"
		名古屋市緑区大高町字北炭焼20番の1地先	

5	大高瀬木南第 5 号線	名古屋市緑区大高町字銭瓶谷51番の 2 地先	"
		名古屋市緑区大高町字下西峡37番の 2 地先	
6	大高瀬木南第 6 号線	名古屋市緑区大高町字下西峡39番の 1 地先	"
		名古屋市緑区大高町字下西峡40番の 1 地先	
7	大高瀬木南第 7 号線	名古屋市緑区大高町字洞之腰29番の 2 地先	"
		名古屋市緑区大高町字銭瓶谷 4 番地 先	
8	大高洞之腰第 1 号線	名古屋市緑区大高町字洞之腰 3 番の 1 地先	"
		名古屋市緑区大高町字洞之腰 3 番の 1 地先	
1	岩塚一里山第 1 号線	名古屋市中村区岩塚町字一里山 1 番 の21地先	第 3 附図
		名古屋市中村区岩塚町字一里山 1 番 の36地先	
2	岩塚一里山第 2 号線	名古屋市中村区岩塚町字一里山 1 番 の93地先	"
		名古屋市中村区岩塚町字一里山 1 番 の39地先	
3	岩塚一里山第 3 号線	名古屋市中村区岩塚町字一里山 1 番 の93地先	"
		名古屋市中村区岩塚町字一里山 1 番 の105地先	

4	岩塚一里山第4号線	名古屋市中村区岩塚町字一里山1番の37地先	”
		名古屋市中村区岩塚町字一里山1番の39地先	
1	高針台二丁目第1号線	名古屋市名東区高針台二丁目1201番の5地先	第4 附図
		名古屋市名東区高針台二丁目1203番地先	

一部廃止する路線

整理 符号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
ア	吉田線	名古屋市緑区大高町字洞之腰43番地先	第5 附図
		名古屋市緑区大高町字銭瓶谷51番の2地先	
ア	瀬古高見3号線	名古屋市守山区瀬古東一丁目534番地先	第6 附図
		名古屋市守山区瀬古東一丁目535番地先	
ア	巻山線	名古屋市緑区桶狭間巻山2039番地先	第7 附図
		名古屋市緑区桶狭間巻山2034番地先	

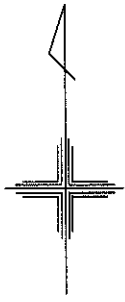
廃止する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
1	吉田線支線第 5 号	名古屋市緑区大高町字南休 8 番の 1 地先	第 5 附図
		名古屋市緑区大高町字南休 1 番の 3 地先	
2	吉田線支線第 4 号	名古屋市緑区大高町字柿木峽 6 番の 1 地先	"
		名古屋市緑区大高町字南休 11 番の 1 地先	

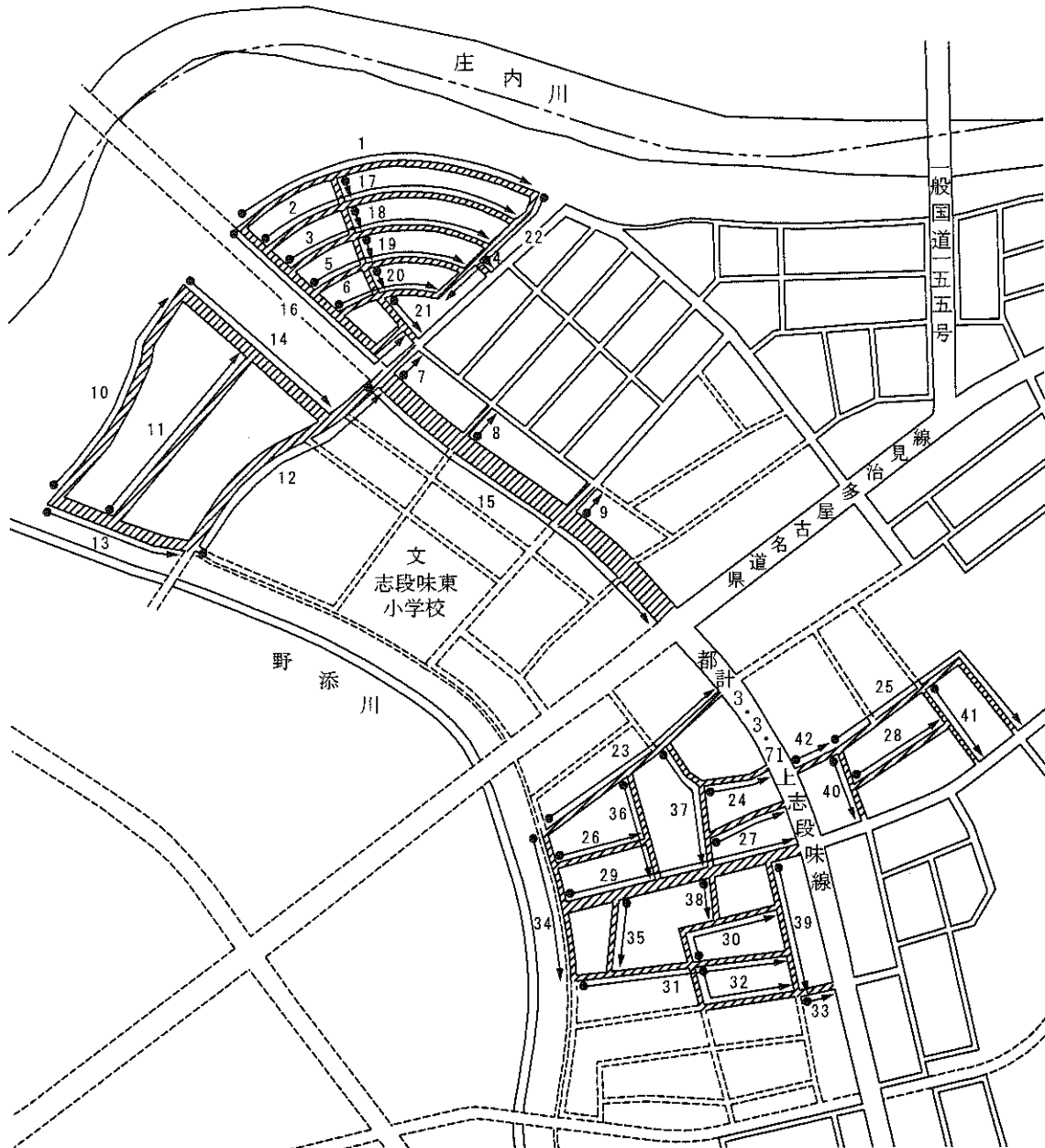
(理 由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

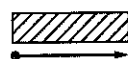
第1附図



春日井市



凡例



市道に認定する路線

第2 附図

瀬木川

都計 3・4・93 水主ヶ池線

県道 東浦名古屋線

一般国道 23 号

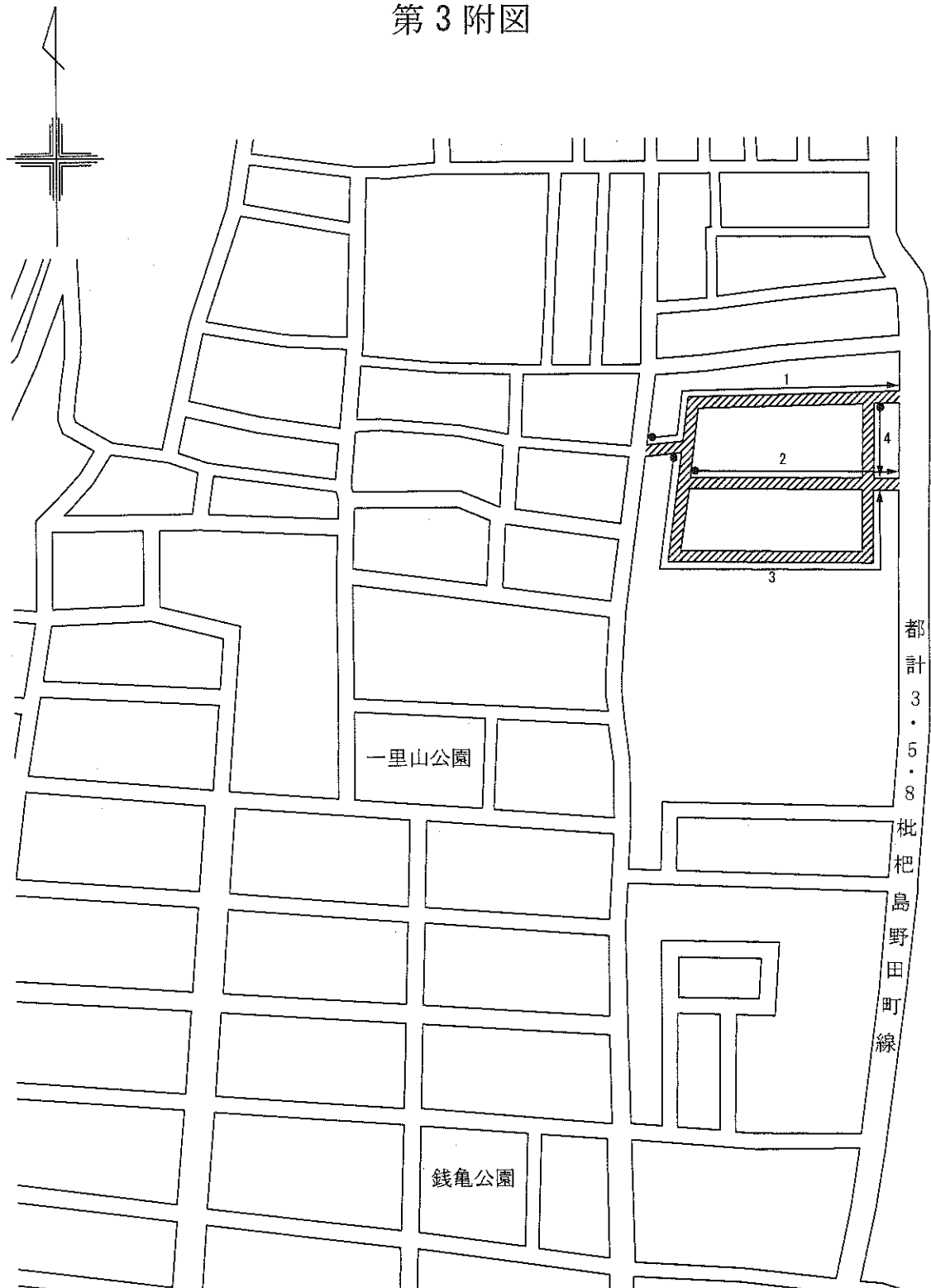
定納山調節池

砂走公園

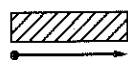
大府市

— 54 —

第3附図

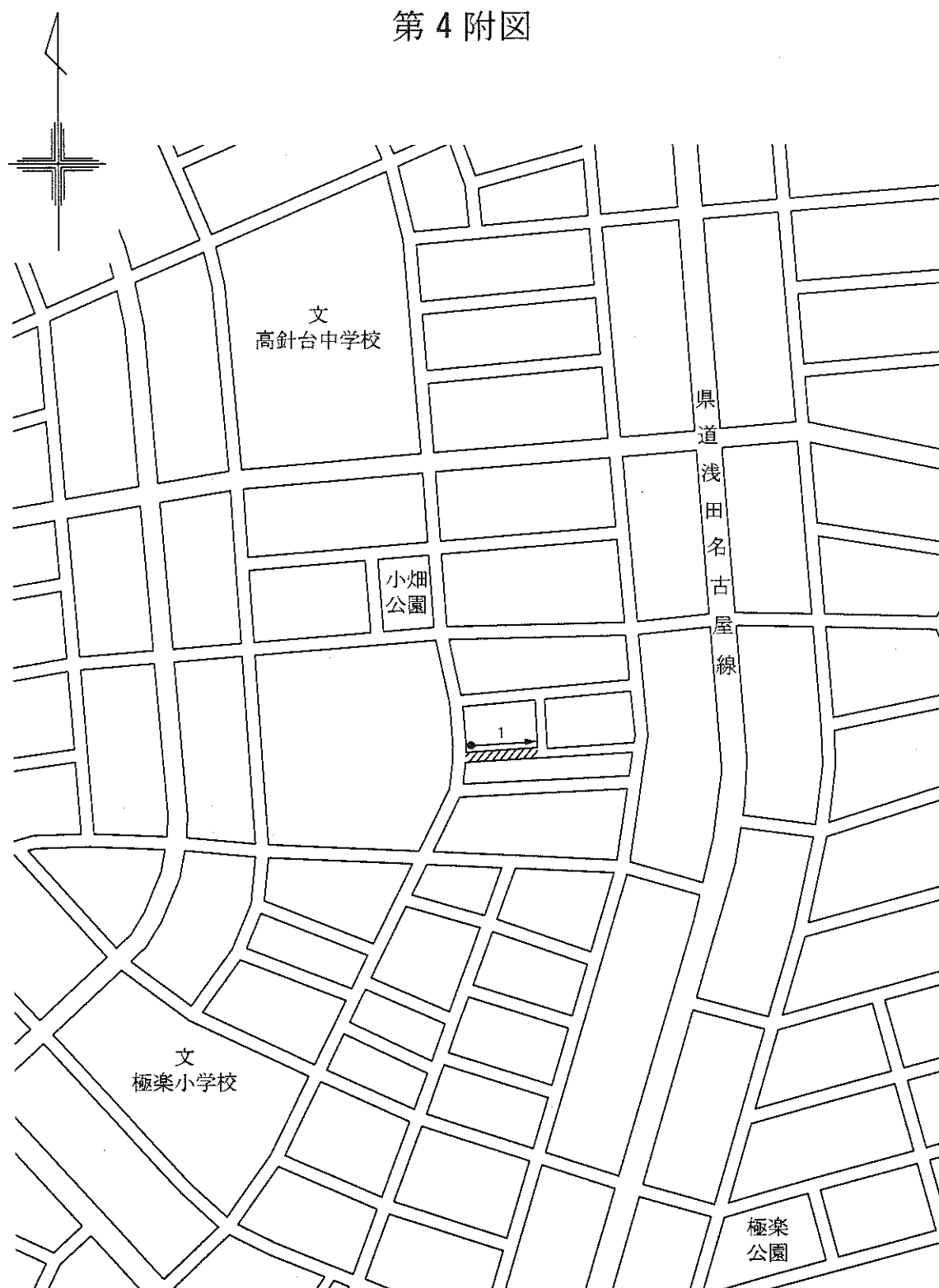


凡 例

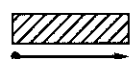


市道に認定する路線

第4附図

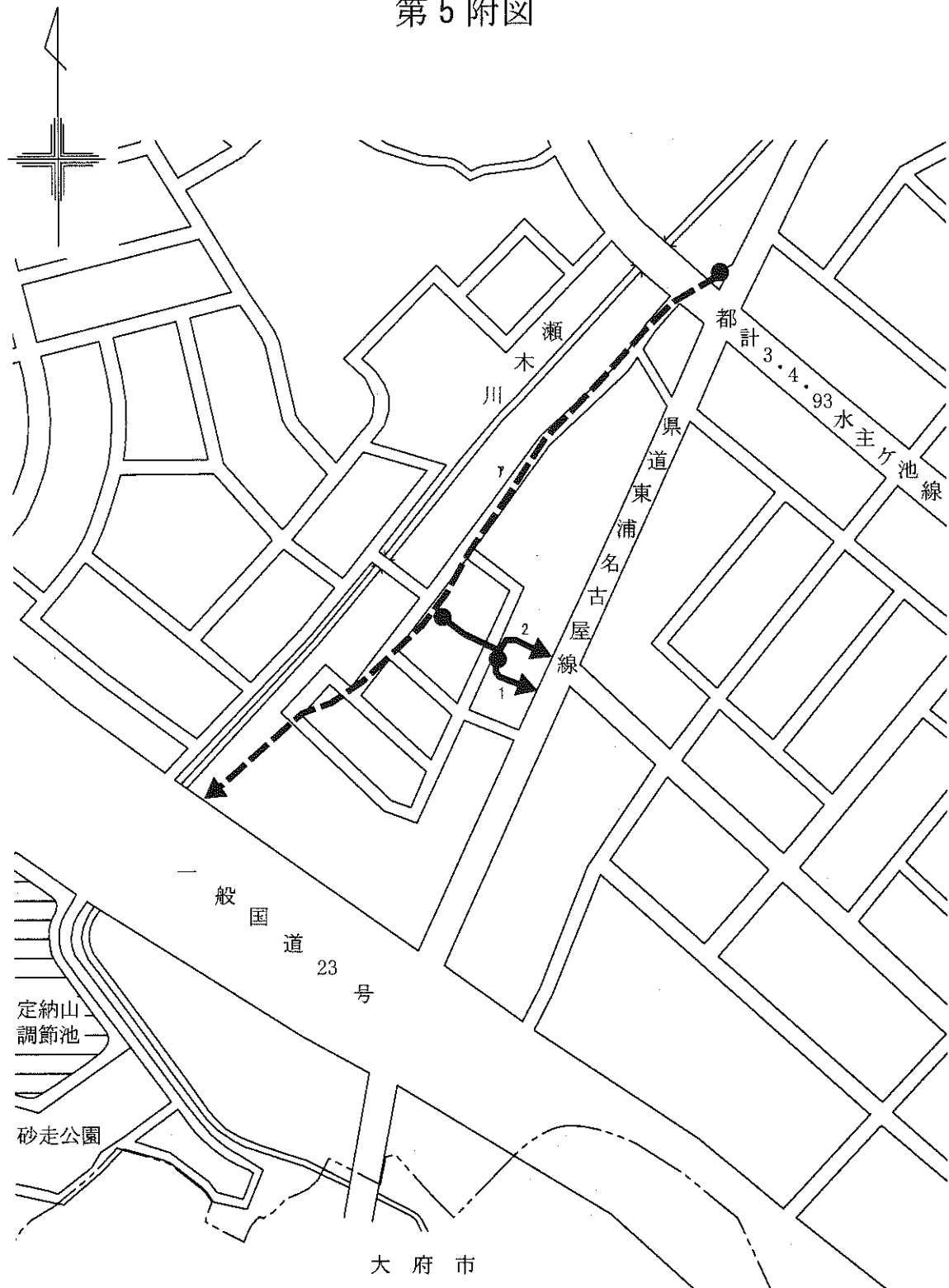


凡 例



市道に認定する路線

第5 附図



凡 例

- 一部廃止する路線
- 廃止する路線

第 6 附図



凡 例

●---→ 一部廃止する路線

第7附図



凡 例

●---→ 一部廃止する路線

(参 考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }
4 } (略)
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 （略）

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

令和 2 年諮問第 1 号

行政財産の使用許可に関する審査請求について

下記要項により、行政財産の使用許可に関する審査請求があったので、この審査請求を棄却したい。

上記のことについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238 条の 7 第 2 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 審査請求人所在地並びに名称及び代表者氏名

名古屋市名東区藤が丘 143 番地

株式会社東名サービス

代表取締役 柴 田 哲 文

2 審査請求年月日

平成30年12月26日

3 審査請求に係る処分

名古屋市高速度鉄道第 1 号線高架下用地の一部に係る平成30年10月 1 日から令和元年 9 月30日までを期間とする行政財産使用許可申請に対し、名古屋市交通局長（以下「処分庁」という。）が一部の範囲について、許可条件を付した上、使用許可期間を平成30年10月 1 日から平成31年 3 月31日までとし、残りの範囲及び期間について、使用を許可しないとした平成30年 9 月28日付けの一部許可処分（以下「本件処分」という。）

4 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件処分取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 別紙図面の範囲 1、2 及び 4 から 6 までについて、過去に処分庁が審査請求人に対して店舗等の事業者との間で原状回復を目的とした法的手続等の手段による取組をし、また、建物の壁が共通であるという技術的問題が解決されない限り原状回復を完了する必要があると明示していたにもかかわらず、それらの方針を覆しており、禁反言・信託原則に反する。さらに、範囲 2 及び 6 について、施工時期が未定である耐震補強工事を理由に、1 年を下回る短期間での使用しか許可しておらず、不合理である。

イ 別紙図面の範囲 3 について、耐震補強工事の必要性があるとの理由から使用が認められなかったことは、不合理である。

ウ 「高架構造物の耐震補強工事が実施できるように、使用者等の建造物等の構造調査を使用者の負担で行わなければならない。」と定めている行政財産使用許可書の条項について、行政財産たる土地についての使用許可であるから、高架構造物とは別個独立のものを対象とする構造調査の費用負担を義務付ける根拠はない。

5 棄却しようとする理由

(1) 行政財産の目的外使用の可否については、その使用許可申請の時点の状況に応じて、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び名古屋市交通局公有財産規程（昭和 52 年名古屋市交通局管理規程第 20 号）の規定に基づき判断されるものである。

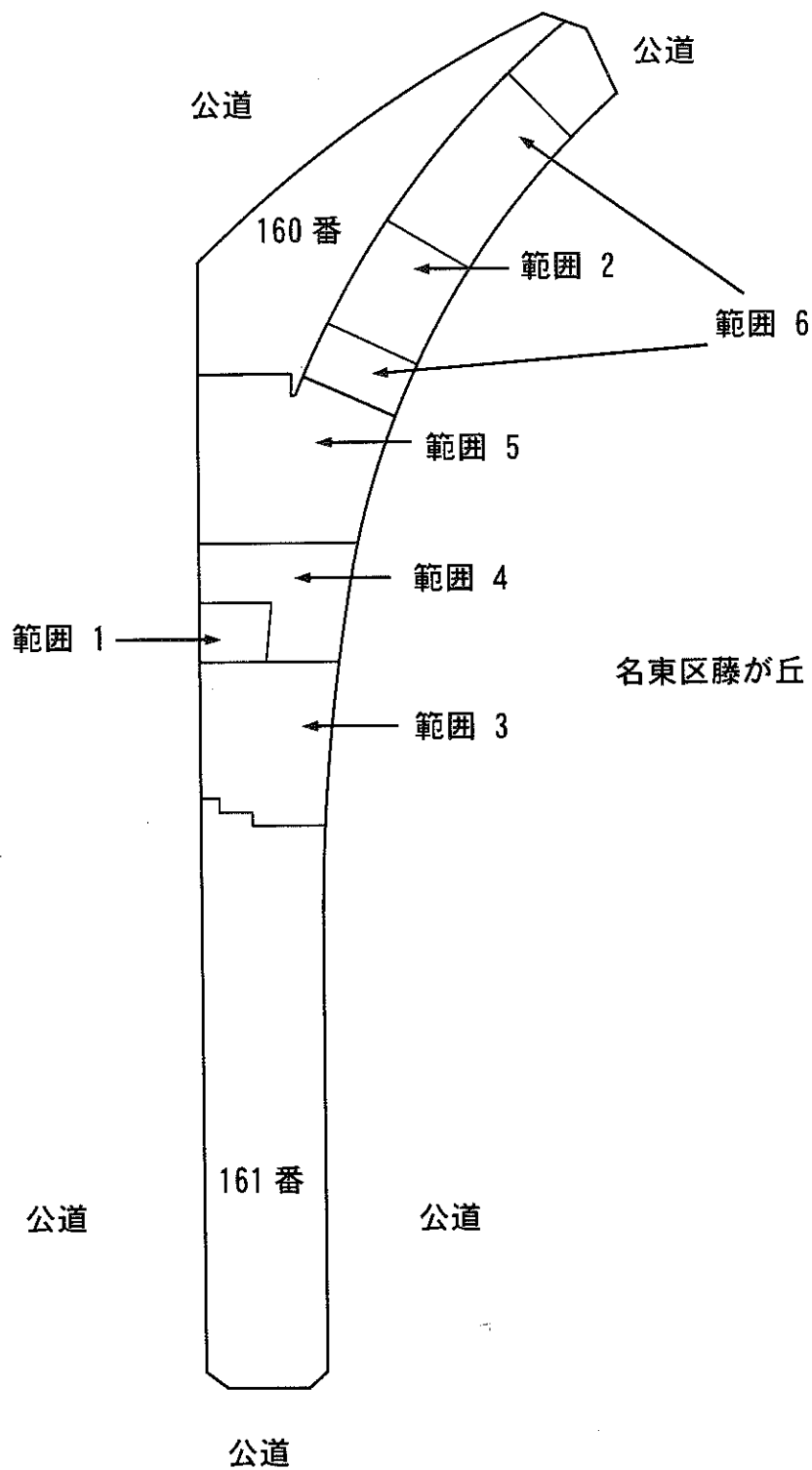
(2) 公共交通機関の利用者の安全の確保及び災害からの早期復旧は施設管理者としての責務である。南海トラフ巨大地震の発生が切迫する中、とりわけ多くの者が利用する名古屋市高速度鉄道において、その緊急性は高く、速やかに耐震補強工事を行うことが必要と判断されたものである。

(3) 本件処分において、耐震補強工事の実施に伴い、本件審査請求のあった用地を使用させることが工事の妨げになると判断して、使用を制限し、原状回復等を求めることには合理性がある。

(4) 審査請求人は、技術的問題が解決されない限り原状回復を完了する必要

がない等と明示されたと主張しているが、処分庁からは、「行政財産上に設置された建造物等のみを壊すことができない理由を書面により名古屋市交通局に説明し、局が承認した場合」とする条件が示され、審査請求人からの理由書に対し、理由として承認しない旨の回答がなされていた。

- (5) 別紙図面の範囲 2 及び 6 について、早期に耐震補強工事に着手できるよう、短期の使用許可としたことには合理性がある。
- (6) 別紙図面の範囲 3 について、当該範囲に耐震補強工事の必要性があること、また、資材置場等として使用することにより、周辺の耐震補強工事の効率的な施工が可能となることから、使用を認めなかったことには合理性がある。
- (7) 審査請求人の建造物等の構造調査を求める行政財産使用許可書の条項については、建造物の一体的な構造を理由に原状回復が困難であるとする審査請求人の主張に鑑み、審査請求人所有の建造物を撤去し、原状回復を行うための建造物の調査は審査請求人の責任において行うことを求めたものであり、合理性がある。
- (8) 以上の検討の結果、本件処分は行政上の必要性に基づき、必要と認められる限度において行われたものであり、著しく妥当性を欠き処分庁の裁量権を逸脱したものとは認められない。よって、本件処分に違法性又は不当性はない。
- (9) なお、審理員意見書も同旨である。



(理 由)

この案を提出したのは、地方自治法第 238 条の 7 第 2 項の規定により、行政財産の使用許可に関する審査請求に対する裁決について議会の意見を求める必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 （略）

2 }
5 } (略)
6 }

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 }
9 } (略)

（行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求）

第238条の7 （略）

2 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 }
4 } (略)

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）抜すい

（処分についての審査請求の却下又は棄却）

第45条 （略）

2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 (略)

